

寒川町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 7 年 4 月 1 日

寒川町農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

寒川町においては、平地であり、それぞれの地域によって施設ではスイートピーや鉢物、露地野菜では小松菜、ほうれん草などや果樹では梨の生産など少量多品目栽培を行っている農家が多く、また販路も市場のみならず、JA ファーマーズマーケットわいわい市寒川店や地元のスーパー、軒先販売なども行われており、消費者と近接している都市型農業となっている。

その一方で、農業者の高齢化、後継者不足などから担い手への農地集積・集約化が進まない状況であり、寒川町の農地全般にわたり、遊休農地の発生が懸念されている。このため、担い手の育成・確保や新規参入を促進することにより、その発生防止・解消に努めていきながら、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和 4 年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、寒川町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (令和6年3月)	217ha	2.1ha	1.0%
3年後の目標 (令和9年3月)	210ha	1.8ha	0.9%
目標 (令和11年3月)	206ha	1.6ha	0.8%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ア 農業委員と推進委員が連携し、利用状況調査や利用意向調査、相談活動、地域活動等を踏まえ、農地の利用関係の調整を積極的に行う。
- イ 農地パトロールについては、年間を通じて実施し、遊休農地等の早期発見に努める。
- ウ 農業関係者との座談会等により地域の農業者の意見を集約し、遊休農地の発生防止・解消に努める。
- エ 農業委員会は、JAさがみ、相模川左岸土地改良区、町農業者団体と協力し、遊休農地の発生防止・解消に努める。
- オ 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

。 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現状 (令和6年3月)	2 1 7 ha	1 5 . 6 ha	7 . 2 %
3年後の目標 (令和9年3月)	2 1 0 ha	1 7 . 1 ha	8 . 1 %
目標 (令和11年3月)	2 0 6 ha	1 8 . 1 ha	8 . 8 %

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、 主業農家 数)	担い手			
		認定農業 者	認定新規 就農者	基本構想 水準到達 者	特定農業団 体 其他 の集落営農 組織
現状 (令和6年 3月)	2 5 5 戸 (戸)	1 1 経営体	3 経営体	1 6 経営 体	0 団体
3年後の目 標 (令和9年 3月)	2 4 7 戸 (戸)	1 2 経営体	4 経営体	1 5 経営 体	0 団体
目標 (令和11 年3月)	2 3 6 戸 (戸)	1 3 経営体	5 経営体	1 4 経営 体	0 団体

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 町及び農地中間管理機構との連携を強化し、高齢農業者の農地や貸付を希望する農地の情報、農地の出してや受け手の情報について共有を図り、利用権設定や農地中間管理事業の活用などにより、担い手への農地利用の集積・集約を推進に努める。

- イ 農地の利用権設定や農地中間管理事業の積極的な周知に努める。
- ウ 農林業関係者との座談会により地域の農業者の意見を集約し、担い手への農地利用の集積・集約に努める。
- エ 農地中間管理機構、JA さがみ、町農政課と連携し（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地について、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。
- オ 農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

（3）担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

（1）新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
現状 (令和6年3月)	1人 0.3 (ha)
3年後の目標 (令和9年3月)	1人 0.3 (ha)
目標 (令和11年3月)	1人 0.3 (ha)

（2）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ア 町農政課やかながわ農業アカデミー、農地中間管理機構等の関係機関と連携し、農地の借入希望のある農業者及び参入希望者を把握し、様々な相談に応じるとともに、農地のあっせんに努めるなど積極的な支援を行う。
- イ 農業関係者との座談会等により地域の農業者の意見を集約し、新規参入の

促進に努める。

ウ 農業委員及び農地利用最適化推進委員は、参入希望者の地域での諸条件整備を進めるとともに、参入後の定着を図るため関係機関と連携し、継続的な支援に努める。

エ 担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

寒川町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、寒川町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用への働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力